

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年8月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800008号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800058号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成12年1月1日から平成14年1月1日までの期間及び平成15年1月1日から平成17年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年1月から同年9月までの標準報酬月額については26万円から50万円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額については30万円から50万円、平成13年1月から同年12月までの標準報酬月額については30万円から47万円、平成15年1月から同年12月までの標準報酬月額については30万円から62万円、平成16年1月から同年12月までの標準報酬月額については、30万円から47万円とする。

平成12年1月から平成13年12月まで及び平成15年1月から平成16年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は訂正請求記録の対象者に係る平成12年1月から平成13年12月まで及び平成15年1月から平成16年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成18年9月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から平成24年8月までの標準報酬月額を30万円から62万円とする。

平成18年9月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和38年生

3 請求内容の要旨

請求期間：①平成11年8月1日から平成25年5月1日まで
②平成20年4月30日

私の夫（訂正請求記録の対象者）のA社における年金記録について、平成11年8月から平成25年4月までの期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっているため、訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成28年2月23日及び同年12月13日付けの通知を受け取った。しかし、今回、平成18年分から平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）、平成13年分及び平成23年分所得税の確定申告書等の資料を提出するので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。また、平成20年4月30日支給の賞与は受け取っていないが、当該賞与の支給及び社会保険料の控除が同年分源泉徴収簿に記載されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成12年1月1日から平成14年1月1日までの期間、及び平成15年1月1日から平成17年1月1日までの期間については、請求者から提出された平成13年度市民税県民税特別徴収税額通知書及び平成13年分、平成15年分、平成16年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）並びに複数の同僚の回答により、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された資料及び事業主の陳述により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成12年1月から同年12月までは50万円、平成13年1月から同年12月までは47万円、平成15年1月から同年12月までは62万円、平成16年1月から同年12月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料納付について不明と回答しているが、平成18年及び平成23年の被保険者報酬月額算定基礎届、平成24年9月の被保険者報酬月額変更届の届出内容は、賃金台帳（平成23年分、平成24年分）、源泉徴収簿（平成18年分、平成23年分、平成24年分）で確認できる報酬月額と大幅に異なっている上、請求者から提出された市民税県民税特別徴収税額通知書（平成13年度）及び源泉徴収票（平成13年分、平成15年分、平成16年分）において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料により推認でき

る報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成12年1月から平成13年12月までの期間、平成15年1月から平成16年12月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成18年9月1日から平成24年9月1日までの期間については、請求者から提出された源泉徴収簿（平成18年分、平成19年分、平成20年分、平成21年分、平成22年分、平成23年分、平成24年分）及び賃金台帳（平成23年分、平成24年分）により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額は62万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の標準報酬月額については、請求者から提出された源泉徴収簿、賃金台帳により確認できる報酬月額から、62万円に訂正することが必要である。

なお、上記の資料によると、上記訂正後の標準報酬月額について、訂正請求記録の対象者は、報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成11年8月1日から平成12年1月1日までの期間及び平成14年1月1日から平成15年1月1日までの期間については、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料がない上、事業主は当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除に関する資料がなく、詳細は不明である旨を回答している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除及び本来の報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成17年1月1日から平成18年9月1日までの期間については、平成18年度市民税県民税特別徴収税額通知書及び平成18年度市民税県民税課税（非課税）通知書並びに平成18年分源泉徴収簿によると、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料額又は当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しない上、本来の報酬月額を確認することができないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定による訂正も認められない。

さらに、請求期間①のうち、平成24年9月1日から平成25年5月1日までの期間については、平成24年分及び平成25年分賃金台帳によると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額であるため、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当しない上、オンライン記録によると当該期間に係る標準報酬月額の記録は既に厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正されていることが確認できること

から、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

- 4 請求期間②について、請求者は、平成 20 年 4 月 30 日支給の賞与を受け取っていない旨主張している上、当該賞与の支給について確認することができない。

標準賞与額の決定は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき決定されるものであり、被保険者が賞与を受けていない場合は、厚生年金保険法第 24 条の 4 により決定する標準賞与額とはならないことから、厚生年金保険法第 24 条の 4 により決定する標準賞与額とは認められない。